

# (記入例)

書類番号：③

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 申告書（その1）

菊池市長 江頭 実様

住 所 菊池市隈府888番地

氏 名 （株）きくち環境クリーン

代表取締役 菊池 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私（法人である場合は、申請者及び法定代理人その他全ての役員）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第7条第1項の規定による業を行うにあたり、下記の者が法第7条第5項第四号（欠格要件）の規定に該当しないことを申告します。

なお、下記の者が上記の規定に該当した場合、当該業の不許可並びに許可の取消等いかなる処分にも応じます。

記

番号	役職名	生年月日	本籍
	氏名		住所
1	代表取締役	S50.10.24	熊本県菊池市隈府〇〇〇番地
	菊池 太郎		熊本県菊池市隈府 888 番地
2	取締役	S51.4.5	熊本県菊池市隈府〇〇〇番地
	山田 花子		熊本県菊池市隈府 888 番地
3			
4			
5			
6			

※法人が、株主又は出資者となっている場合は記載不要。

# (記入例)

書類番号：④

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 申告書（その2）

菊池市長 江頭 実 様

住 所 菊池市隈府888番地

氏 名 (株)きくち環境クリーン

代表取締役 菊池 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第7条第1項の規定による業を行うにあたり、関係法令の遵守及び菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例及び条例施行規則に従い、誠実に業務を履行することを申告します。

なお、下記の不履行若しくは不誠実な対応が確認された場合、当該業の不許可並びに許可の取消等いかなる処分にも応じます。

記

### 1 収集運搬・処分に関する事項

- 1) 菊池市一般廃棄物処理実施計画に基づき、取り扱う一般廃棄物については生活環境保全上の支障（騒音・振動・悪臭など）が生じないうちに処理します。
- 2) 収集運搬にあたっては、市から許可された車両を使用し、許可された廃棄物の種類及び区域の収集運搬のみを行い、それ以外の収集運搬は行いません。
- 3) 当該業に関する一般廃棄物処理の帳簿等を作成し、毎月の処理実績を翌月 10 日までに市へ報告します。
- 4) 排出事業者とのトラブルが生じた場合は、自ら誠意を持って解決します。
- 5) 収集運搬中は、道路交通法等の法令を遵守するとともに、指定された道路を通行し、車の割り込み運転・幅寄せ・あおり運転・車両後部テールゲートを開口したままの走行等、迷惑な行為は行いません。

### 2 処理施設搬入に関する事項

- 1) 菊池広域連合（以下、「連合」という。）の廃棄物処理施設への搬入にあたっては、市から許可された作業区域内で発生した一般廃棄物に限るものとし、他自治体区域等で発生した廃棄物と混載しません。
- 2) 連合施設への搬入にあたっては、産業廃棄物が混入するがないように、排出事業者と協力して必要な対策を講じるとともに、弊社従業員に対する教育指導を適切に実施します。
- 3) 一般廃棄物のうち、「燃やすごみ（生ごみ・木くず等）」は菊池環境工場クリーンの森合志へ、「資源物（古紙類・布類等）」及び「不燃物（家庭から出される臨時家庭ごみに限る。）」は環境美化センターへ搬入します。（市又は連合が別に指示する場合を除く。）
- 4) 連合または市職員の指示に従って搬入するとともに、暴言・暴力・他の利用者の迷惑となる行為は行いません。
- 5) 連合または市が行う搬入物検査（展開検査）について、正当な理由なく拒否せず、誠意をもって対応します。また、搬入物検査（展開検査）によって不適物と判断されたものは、持ち帰って適正処理するとともに、改善指導（行政指導）を受けた事項には速やかに対応します。

# (記入例)

書類番号：⑤

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 承諾書

菊池市長 江頭 実 様

住 所 菊池市隈府888番地

氏 名 (株)きくち環境クリーン

代表取締役 菊池 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第7条第1項に規定する業の許可において、同条第5項第4号イからニ及びチ並びに『「菊池市が行う契約及び行政手続等における暴力団等の排除に関する合意書』に関する事務取扱要領』に規定される排除措置の対象となる法人等に該当しないことを誓約し、申請者、法第7条第5項第4号リに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員及び使用人並びに同号ルに規定する使用人について、菊池市が関係市区町村、地方検察庁及び熊本県警察等へ照会することについて承諾します。また、私の市税の納税状況について、関係公簿を調査することについても併せて承諾します。

なお、排除措置の対象となる法人等に該当していた場合や市税の滞納があった場合、当該業の不許可並びに許可の取消等いかなる処分にも応じます。